

「中央市デマンド交通導入支援業務」公募型プロポーザル実施要領

1 業務及び公募型プロポーザルの目的

本実施要領は、「中央市デマンド交通導入支援業務」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、本業務に最も適した事業者を選定することを目的とし、必要な事項を定める。

2 業務の概要

本市の地域特性や地域内における公共交通等の現状、需要を把握し、求められるデマンド交通の方式について整理検討するとともに、専門的な分析や知見によるデマンド交通の導入に必要となる制度設計や実施体系の構築を行うもの。

- (1) 業務名 中央市デマンド交通導入支援業務
- (2) 業務内容 「中央市デマンド交通導入支援業務仕様書(案)」のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日から 令和7年3月28日(金)まで
※実証運行は令和7年度中の実施を予定している。
- (4) 提案限度額 6,915,700円(消費税及び地方消費税を含む)
※上記金額は、業務委託に係る一切の費用を含むものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、予算規模を示すために明示するものである。
- (5) 発注者 中央市地域公共交通活性化協議会(事務局:中央市未来戦略部企画課)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、企画提案参加申込書の提出時点において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 資格要件
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - ③ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
 - ④ 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
 - ⑤ 国税及び地方税の滞納がない者であること。
 - ⑥ 山梨県、東京都内に本社または支店(営業所)を有する事業者であること。
- (2) 参加に関する留意事項
 - ① 参加事業者は、企画提案参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものと

みなす。

- ② 参加に関して必要な費用は、事業者の負担とする。
 - ③ 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するものとするが、発注者は当該事業選定に限り提出される書類の内容を無償で使用するものとする。
 - ④ 提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却はしない。
 - ⑤ 発注者が提示する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。
 - ⑥ 企画提案参加申込書の提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の企画は、無効とする。
 - a) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
 - b) 一の参加事業者が複数の提案を行った場合
 - c) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
 - d) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - e) 虚偽の内容が記載されている場合
 - f) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - g) 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 業務実施上の条件
- 本業務の実施にあたっては、次の条件を満たすこと。
- ①業務の再委託
契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者へ委託してはならない。
主要な部分以外の第三者への委託は書面により発注者の承諾を事前に得ること。
 - ②配置予定技術者
本業務の技術的管理を行う者として管理技術者を配置すること。
- (4) その他
- ① 発注者が提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
 - ② 本実施要領に定めるものの他、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。

4 質問の受付及び回答

受付期間：令和6年5月30日（木）から令和6年6月6日（木）17時00分まで

提出書類：質問書（様式1）※1枚につき1質問とし、内容を簡潔にまとめて記載すること。

提出方法：質問書（様式1）を電子メールもしくはFAXで送付すること。

メールアドレス：lg-kikaku@city.yamanashi-chuo.lg.jp

FAX 番号：055-274-7130

※送信後、電話により受信確認を行うこと。

回答方法：令和6年6月7日（金）までに市ホームページへ掲載し回答する。なお、電話及び口頭等の個別対応は不可とし、無用な混乱を招くことが危惧される場合は、質問に回答しないことがある。

5 参加申込方法

参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式2号）
- ② 事業者概要調書（様式3号）
- ③ 経営状況が確認できる書類（財務諸表、決算書等）※直近年度
- ④ 納税証明書（写し）

※提案書類提出書（提案審査申請書）提出の前3か月以内に発行された証明書で国税及び地方税（都道府県税）に未納がないことを示すもの。

- ⑤ 法人の登記事項証明書
- ⑥ 業務実績報告書（様式4号）
- ⑦ 管理技術者調書（様式5号）
- ⑧ 業務実施体制調書（様式6号）

(2) 提出期限：令和6年6月12日（水）17時00分まで

(3) 提出部数：正本1部

(4) 提出先：中央市地域公共交通活性化協議会事務局（中央市未来戦略部企画課内）

(5) 提出方法：郵送または持参のみ

※郵送の場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※持参の場合は上記提出期限内の平日における8時30分から17時00分までとする。

6 一次審査

プレゼンテーション審査の実施にあたり、企画提案参加申込書を提出した事業者が3者を超える場合、事務局において一次審査を実施し、プレゼンテーション審査に進む事業者を3者選定する。

(1) 審査方法

事務局において提出書類を総合的に審査し、評価が高い方から3者をプレゼンテーション審査に進む事業者として選定する。なお、審査は非公開とする。

(2) 評価項目等

別表審査基準書（一次審査）の通りとする。

(3) 審査結果

審査結果は各事業者に対して、令和6年6月17日（月）に電子メールにより通知する。

なお、書類審査における評価点数は公表しないものとし、審査結果に対する問い合わせや異議申し立て等は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出書（提案審査申請書）（様式7号）
- ② 企画提案書 任意様式
- ③ 業務工程表 任意様式
- ④ 見積書（様式8号） 任意様式可 ※積算の内訳を記載すること。

(2) 企画提案書の主たる提案項目

【共通事項】

本業務にかかる仕様書（案）に示す内容及び目的を十分理解し、且つ、専門的な知識、経験、ノウハウ等を最大限に活用し、本業務が最大限の効果を上げるために必要となる提案に努めること。なお、提案書の構成は別表「業者選定基準」の項目及び評価の視点に留意し作成すること。

【個別項目】

○実施方針：A4 1枚以内

中央市地域公共交通計画等を基に中央市の地域や公共交通の特性を確認し、業務遂行の基本方針、業務実施体制について記載する。

○工程計画：A4 1枚以内

業務開始から完了までのスケジュール及び業務フローを記載する。

○実務（具体的手法等）：各A4 1枚以内

1～6の項目について、提案内容や作業イメージ等を記載する。

1. 運行内容の検討
2. タクシー事業者との調整及び地域協議
3. デマンド交通実施体制の構築
4. 実証運行に係る各種許認可申請書等作成補助
5. 協議会の運営支援
6. デマンド交通導入スケジュール等の作成

※記載にあつては以下の内容に留意すること。

- ・具体的なプロセス及びプロセスごとの対応方針
- ・検討や調整にあつては、具体的な内容及び手法の明示
- ・「中央市地域公共交通計画」との整合

○調整、協議等：A4 1枚以内

協議会、担当事務局等との連絡調整及び協議方法の明示

○技術的提案・創意工夫：A4 1枚以内

仕様書（案）に示す業務内容における有効な手法等の提案

仕様書（案）に明示のない事項に対する提案

その他企画提案者が考える独自提案 等

(3) 企画提案書作成要領

A4サイズ（両面印刷可）、文字は11ポイント以上、左綴じで製本すること。

印刷はモノクロ・カラーを問わない。

※表現の都合上A3サイズの資料等を挿入する場合は、片面印刷とすること。

(4) 提出部数：各8部 ※1部を正本とし、残りの7部はコピーを可とする。

※提出書類は2穴綴じ、ホチキス止め

(5) 提出期限 令和6年6月21日（金）17時00分まで

(6) 提出方法 郵送または持参のみ

※郵送の場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※持参の場合は上記提出期限内における8時30分から17時00分までとする。

8 参加の辞退に関する事項

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式9号）を企画提案書類の提出期限までに提出すること。なお、提出先、提出方法については企画提案参加申込書と同様とする。

9 プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した事業者による、審査員へのプレゼンテーションを行い、最高評価の1事業者を優先交渉権者として選定する。

(1) 実施予定日 令和6年7月5日（金）

※実施予定日は変更の可能性がある、詳細については別途通知する。

(2) 実施場所 中央市役所（中央市臼井阿原301番地1）

(3) 事業者の出席 プレゼンテーション審査への出席者は1事業者につき3名以内とし、原則、管理技術者は出席すること。

(4) 実施方法

プレゼンテーション20分以内、質疑応答概ね10分程度で行う。

プレゼンテーションは提出した企画提案書類を用いて、その表記順に行うこと。パソコン等を使用して実施する場合は、提案者が持参すること。※本市においてプロジェクター及びスクリーン（モニター）を用意するが、それ以外に必要なものがある場合は事業者で用意すること。なお、追加資料は受理しない。

※事情により実施が困難となった場合は、プレゼンテーションを省略し提案書類による審査

のみとする場合がある。

1 0 審査

(1) 審査方法

審査は非公開とし、提出された企画提案書のプレゼンテーションを受けた上、質疑応答を実施し、総合的に審査を行う。

審査項目について評価点数を足し、その合計点数の一番高い者を優先交渉権者とする。なお、選考委員1人あたり100点満点とし選定基準は別表のとおりとする。

なお、参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を優先交渉権者とする。

※プレゼンテーションが省略された場合、提出書類をもって上記審査を実施する。

(2) 審査結果

企画提案書の提出があったすべての事業者に対して、郵送により通知する。なお、審査結果については公表しない。また、審査結果の異議申立ては受け付けない。

1 1 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格または無効とする。失格となった企画提案者は審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該企画提案者の審査結果を無効とする。

- (1) 上記「3 参加資格」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があったとき。また、候補者として不適格と認められた場合。
- (4) 書類の提出期限、その他本要領の記載事項を遵守しなかった場合。
- (5) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合。
- (6) 見積書の金額が提案限度額を超過した場合。

1 2 優先交渉権者の決定方法

選定委員の採点により、合計得点が最も高い提案者を本業務の優先交渉権者とする。最高合計得点者が複数の場合は、提案金額が最も安価な提案者とする。

優先交渉権者との協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行うものとする。

ただし、全選定委員の平均得点が総点数の6割に満たない場合は、この限りではない。

1 3 優先交渉権者との協議（契約）

発注者と優先交渉権者は企画提案の内容に基づき、仕様書、価格等の協議を行い、仕様書等の契約内容を確定した後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により速やかに契約手続を進めるものとする。なお、契約に際しては改めて見積書を提出するものとする。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は次点交渉権者と協議を行うものとする。
契約の手続きは中央市財務規則(平成18年2月20日規則第39条)の規定に準じるものとする。

1.4 留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返還しない。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に要する費用は提出者の負担とする。
- (4) 管理技術者、担当技術者は原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更を要する場合は発注者と協議のうえ決定するものとする。

1.5 その他

- (1) 企画提案にあたっては、以下の資料を参照すること。
 - ・中央市地域公共交通計画 令和6年3月策定URL : <https://www.city.chuo.yamanashi.jp/machi/keikaku/keikaku/kurashi/12523.html>
- (2) 企画提案書提出意思確認書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式8号)を提出すること。

1.6 プロポーザルの実施及スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告・公募開始	令和6年5月30日(木)
質問書受付期間(様式1号)	令和6年5月30日(木)～6月6日(木)
質問の回答	令和6年6月7日(金)まで
参加申込書(様式2号)	令和6年6月12日(水)17時まで
一次審査結果※3者を超え実施した場合	令和6年6月17日(月)
企画提案書等提出(様式7号)	令和6年6月21日(金)17時まで
プレゼンテーション審査(予定)	令和6年7月5日(金)
審査結果通知・公表(予定)	令和6年7月8日(月)

1.7 各書類の提出先・問合せ先

担当：中央市地域公共交通活性化協議会事務局(中央市未来戦略部企画課内)

住所：〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301番地1

電話：055-274-8523

FAX：055-274-7130

メールアドレス：lg-kikaku@city.yamanashi-chuo.lg.jp